

令和7年度 集団指導

地域密着型通所介護事業所

大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当



令和 7 年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和 6 年度報酬改定事項

令和 7 年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和 6 年度報酬改定事項

指導について

【目的】介護給付費対象 サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

介護保険施設・事業者

利用者の尊厳を守り、かつ、質の高いサービス提供が求められる

支援

集団指導

実地指導

周知の徹底

介護給付等対象
サービスの取扱

介護報酬の請求

介護保険制度に基づく
サービスを適正に行う
ため、事業者に対し、
必要な情報を伝達・共
有します。

介護サービスの質、
運営体制、介護報酬
請求の実施状況の確
認のため、実地で行
います。

令和 7 年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和 6 年度報酬改定事項

主な指摘事項

1. 地域密着型通所介護計画の作成

指摘事例

- 地域密着型通所介護計画作成に当たって、利用者の心身の状況等を把握した記録がない。
- 居宅サービス計画に位置付けのない個別機能訓練加算が地域密着型通所介護計画に位置付けられていた。
- 居宅サービス計画と地域密着型通所介護計画との間で利用日数や入浴の回数に齟齬がある。
- 実施状況の把握や評価を行っていない。

運営基準ポイント

- (1) 管理者は**利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて**、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。
- (2) 地域密着型通所介護計画は**居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない**。
- (3) 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従った**サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う**。
- (4) 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、**その実施状況や評価についても説明を行う**。

主な指摘事項

2. 勤務体制の確保

指摘事例

医療・福祉関係の資格を有さない従業者について、認知症介護基礎研修が未受講だった。

運営基準ポイント

指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、**介護に直接関わる全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。** ※事業者が新たに採用した従業者に対する義務付けの適用は、採用後1年間の猶予期間有。

「必要な措置」とは…
受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等

主な指摘事項

3. 地域との連携等

指摘事例

運営推進会議をおおむね 6 月に 1 回以上、開催していない。

運営基準ポイント

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議を設置し、**おおむね 6 月に 1 回以上**、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- (2) 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等についての**記録を作成**するとともに、当該**記録を公表**しなければならない。

事業所内に掲示、
自由に閲覧できる形で設置する、
利用者・家族への通知、イン
ターネットの活用等により公表
してください。

主な指摘事項

4. 事故発生時の対応

指摘事例

医療機関の受診を伴う転倒や体調不良による救急搬送等、区への報告が必要な事故が発生していたにも関わらず、区への報告を行っていなかった。

運営基準ポイント

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

主な指摘事項

4. 事故発生時の対応

（1）区への報告が必要な事故（「介護保険事業者等事故報告書作成及び提出の留意点について」より抜粋）

- ① 介護サービス提供時※の**転倒、転落、誤嚥、誤薬、与薬もれ、健康状態の急変、無断外出、交通事故等のうち、原則、医療機関において治療したもの**（※送迎時を含む）
- ② **感染症（1～5類）、食中毒、結核、疥癬** 以下のア～ウに該当する場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合**
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上**発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ③ 事業者（従業者）の過失・法令違反
- ④ 震災・風水害・火災等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

（2）提出方法

LoGoフォーム（電子申請）により提出してください。下記参照

＜参考＞

- 大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 介護保険制度 > 介護事業者の方へ > 事故報告書
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/kaigohokenjigyosha.html#cmsF9A88>
- 事故報告書
 - 介護保険事業者等事故報告書作成及び提出の留意点
 - 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領
 - （LoGoフォーム）提出用フォーム（外部リンク）

第1報は、遅くとも
5日以内に。
事務処理後、改めて
全ての項目を記載し
た報告書の提出を。



主な指摘事項

5. 個別機能訓練加算

指摘事例

- 利用者の居宅での生活状況を確認するために利用者の居宅を訪問していることが確認できなかった
- 計画作成者名の記載がないことや事業所内の会議等で検討した記録がないため、多職種共同で計画を作成していることが確認できなかった

算定要件	個別機能訓練加算（Ⅰ）□
ニーズ把握・情報収集	地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1人以上配置（配置時間の定めなし） ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ <u>個別機能訓練加算（Ⅰ）イの配置（専従1名以上配置（配置時間の定めなし））に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。</u>
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、 多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認する とともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

主な指摘事項

6. 口腔機能向上加算

指摘事例

- 加算の対象者であるかの確認を加算算定開始後に行っていた。
- 加算の対象者であると判断した記録（根拠資料等）が残されていなかった。

個別に算定する加算です！
利用者ごとに必要性を必ず、
確認してください！

算定要件	口腔機能向上加算（Ⅰ）
対象者	<p>次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上のサービスの提供が必要と認められる者。</p> <p>イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する（13）（14）（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p>
人員配置	<p>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。</p> <p>※ 定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は算定不可。</p>
計画作成	<p>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成。</p> <p>利用者又はその家族への説明・同意が必要。</p>
サービスの実施者	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い、利用者の口腔機能を定期的に記録する。
進捗状況の評価	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的（おおむね3月ごと）に評価する。 その結果を、担当の介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供する。

令和 7 年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項

3 令和 6 年度報酬改定事項

<参考>

厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>



令和6年度報酬改定事項

1. 感染症の予防及び
まん延防止のための措置

委員会の開催

- ・おおむね6月に1回以上定期的にすること
- ・委員会結果について、従業者に周知徹底を図ること

指針の整備

- ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等）
- ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等）

研修の実施

- ・年1回以上定期的に開催すること。新規採用時にも実施することが望ましい
- ・実施内容を記録すること

訓練の実施

- ・年1回以上定期的に実施すること
- ・実施方法は問わないが机上と実地を適切に組み合わせながら実施すること

<参考>

厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」（PDF形式）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>



令和6年度報酬改定事項 2. 業務継続計画の策定

感染症に係る業務継続計画の策定

- ・平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立

災害に係る業務継続計画の策定

- ・平常時の対応、緊急時の対応、他の施設及び地域との連携

研修の実施

- ・年1回以上定期的に開催すること。新規採用時にも実施することが望ましい
- ・実施内容を記録すること

訓練の実施

- ・年1回以上定期的に実施すること
- ・実施方法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせながら実施すること

**業務継続計画未策定の場合、減算となります。
必ず作成を！**

<参考>

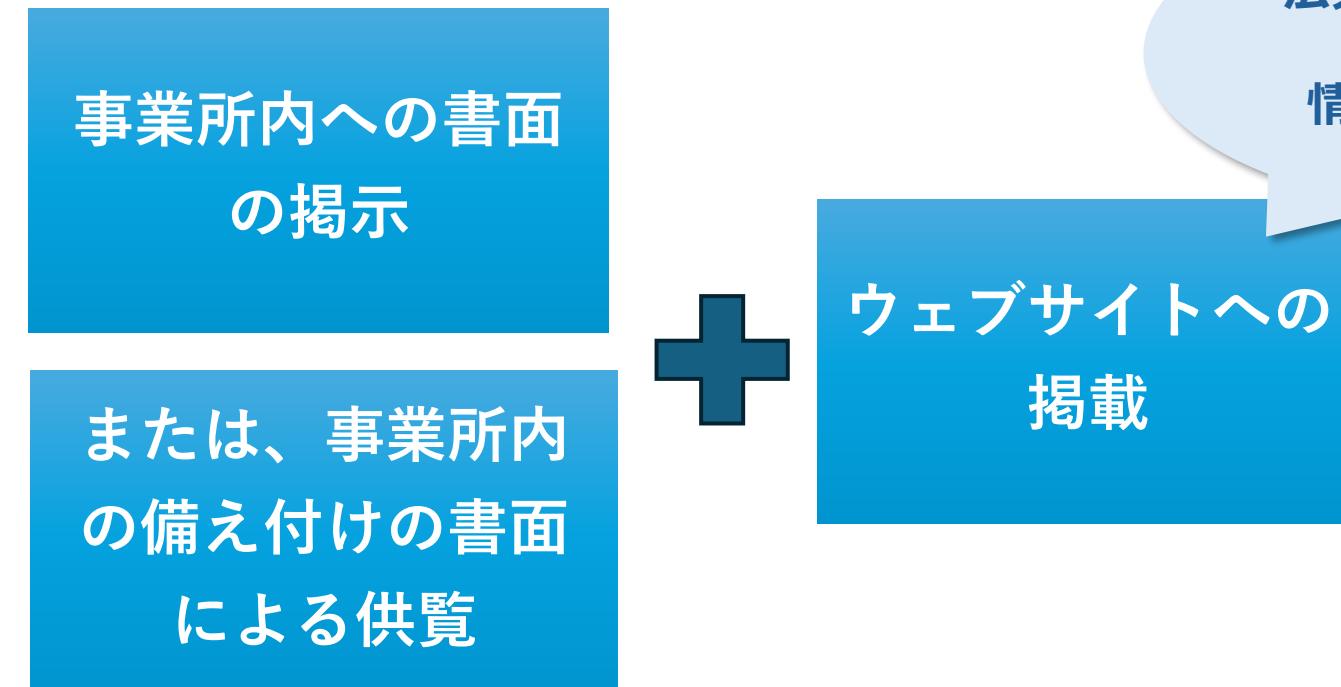
厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



令和6年度報酬改定事項 3. 掲示等

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）の掲示について、事業所内での書面掲示に加え、**インターネット上の公開**が義務付けられました。



令和6年度報酬改定事項 4. 高齢者虐待防止

委員会の開催

- 定期的に開催すること
- 委員会結果について、従業者に周知徹底を図ること

指針の整備

- 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方、事業所内の組織に関すること、職員研修に関すること、虐待発生時の対応方法、虐待発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援に関すること、苦情解決方法、指針の閲覧に関する等を盛り込むこと

研修の実施

- 年1回以上定期的に開催すること。新規採用時にも必ず実施すること
- 実施内容を記録すること

担当者の設置

- 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい

**これらの措置が
一つでも講じら
れていない場合、
減算となります。**

参考

東京都保健福祉財団「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集」
<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyougo/link/>



令和6年度報酬改定事項 5. 身体的拘束等の適正化

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

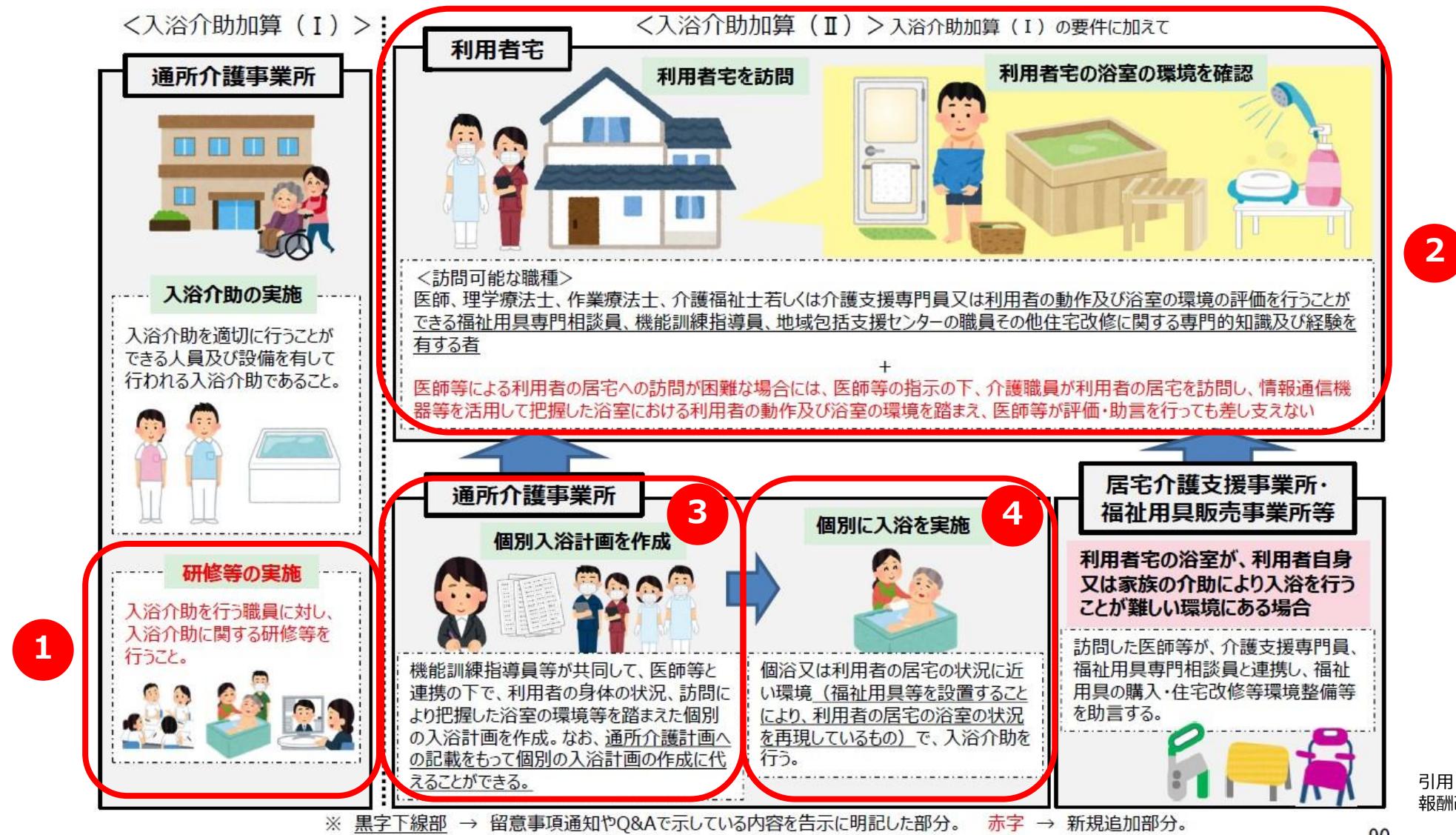


組織での慎重な
検討・判断が
求められる

身体拘束を例外的に行う場合の3要件 (全てに該当することが必要)

切迫性	利用者又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

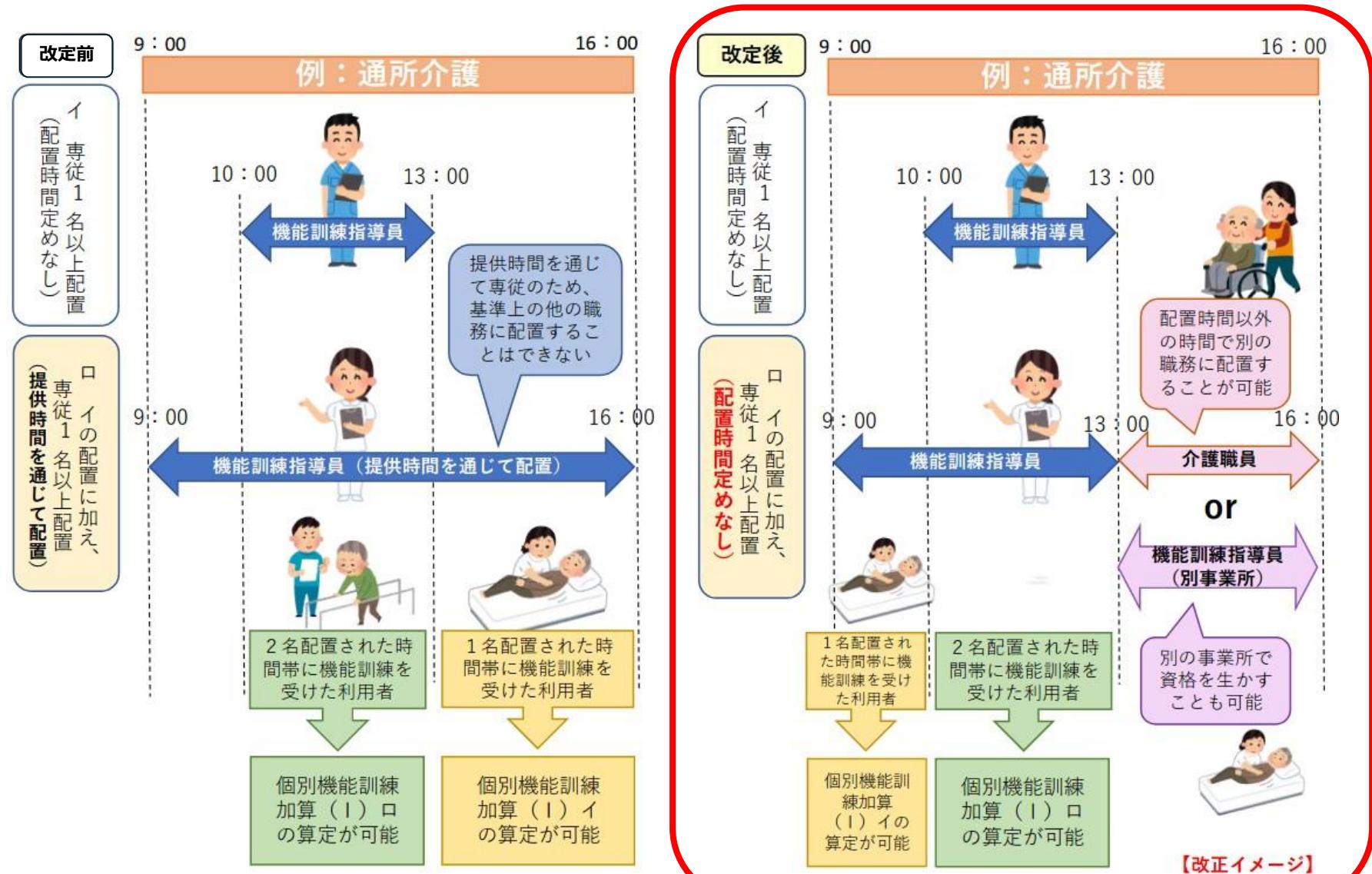
令和6年度報酬改定事項 6. 入浴介助加算



引用：厚生労働省「令和6年度」介護報酬改定における改定事項について

令和6年度報酬改定事項

7. 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し



引用：厚生労働省「令和6年度」介護報酬改定における改定事項について

令和6年度報酬改定事項 8. 通所系サービスにおける送迎に 係る取扱いの明確化

通所系サービスにおける送迎に係る取扱い

送迎の範囲について	利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。
他介護事業所利用者との同乗について	介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。
障害福祉サービス利用者との同乗について	障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。 ※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

令和6年度報酬改定事項 9. 認知症加算の見直し

認知症加算	
	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
緩和	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 100分の15以上 であること。（従前：100分の20以上）
	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
追加	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

参照法令等

- 介護保険法：平成9年12月17日法律第123号
- 介護保険法施行規則：平成11年3月31日厚生省令第36号
- 区条例第9号：平成25年3月15日大田区条例第9号
「大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」
- 基準省令解釈通知：平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
- 厚労告第126号：平成18年3月14日厚生労働省告示第126号
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- 留意事項通知：平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

確認報告書兼アンケートの提出について

【提出方法】

（1）eラーニングで視聴した場合

eラーニング上の回答フォームにより、提出してください。

（2）YouTubeで視聴した場合

区ホームページから、LoGoフォームにより、提出してください。

【提出期限】

令和8年1月31日（土）